

伊勢崎営業所におけるバス・タクシー事業の分割について

いつも国際十王交通をご利用いただき誠にありがとうございます。

この度弊社では、標記事業について会社法に基づく吸収分割の手法により標記事業を分割することとし、下記のとおり手続きを進めております。

記

1 分割実施日 2022年4月1日

2 対象事業 弊社伊勢崎営業所におけるバス・タクシー事業

- ・一般路線バス 伊勢崎駅～東京福祉大学～本庄駅北口線
- ・伊勢崎市コミュニティバスあおぞら号
 - ①赤堀シャトル、②あづまシャトル、③東西シャトル、
 - ④境シャトル、⑤南部シャトル、⑥伊勢崎駅北巡回、
 - ⑦伊勢崎駅南巡回、⑧宮郷・名和連絡、
 - ⑨波志江・赤堀・あづま連絡、⑩あづま・境連絡、
 - ⑪-1 境嶋村シャトル、⑪-2 境南巡回
- ・伊勢崎市内及びその周辺における貸切バス事業
- ・タクシー事業

3 バス・タクシーの運行及びご利用について

バスの運行時刻及び運賃、タクシーの営業時間及び料金に変更はありません。

4 バス定期券及び回数券のお取扱いの変更

対象事業のうち、伊勢崎駅～本庄駅北口線の定期券・回数券については、4月1日以降お取扱いの変更があります。

ご利用のお客様にはお手数をお掛けしますがご理解賜りますようお願いいたします。
詳しくは次のページをご覧ください。

※熊谷駅・籠原駅・東松山駅・森林公園駅・小川町駅発着となる一般路線バス、
熊谷市コミュニティバスゆうゆうバスについては変更ございません。

分割される標記事業は、2022年4月以降は

承継会社である十王自動車(株)（本社:群馬県伊勢崎市末広町173番地2）

が運行いたします。引き続きご利用いただきますようお願いいたします。

以上

2022年4月1日

国際十王交通株式会社

お問合せ 熊谷営業所 TEL048-521-3560

伊勢崎営業所 TEL0270-23-5244

伊勢崎駅～本庄駅北口線の
定期券・回数券の4月1日以降のお取り扱いについて

上記路線バスの定期券・回数券の取扱いについてご案内いたします。

記

1 定期券・回数券の発売

発売箇所は次のとおり

十王自動車(株) 伊勢崎営業所 (元の国際十王交通伊勢崎営業所と同じ)

本庄市インフォメーションセンター

2 定期券の有効期限・回数券の使用期限

(1) 定期券

既にお持ちの定期券及び今後新たにご購入される新デザインの定期券は、いずれも有効期限までそのままご利用いただけます。

(2) 2022年4月1日以降に購入された回数券

使用期限はありません。

(3) 2022年3月31日までにご購入された回数券

2022年6月30日(木)まではそのままご利用いただけます。

2022年7月1日以降は誠に勝手ながらご利用いただけなくなりますので、お手数ですが払戻しをお願いします。 払戻し手数料はいただきません。

3 定期券・回数券の払戻し

(1) 定期券はこれまでどおり払戻いたします。

払戻しには手数料がかかります。

(2) 2022年7月1日以降ご利用いただけなくなる回数券については、使用開始前か使用開始後かに関わらず、表紙の付いた冊子の状態のものについてのみ、次の期間・発売所にて払戻いたします。 払戻し手数料はいただきません。

冊子から切離された券片は払戻しいたしかねますので、なるべく使い切るようお願いいたします。

払戻し期間：2023年3月31日まで

払戻し場所：十王自動車(株) 伊勢崎営業所 TEL0270-23-5244

(元の国際十王交通伊勢崎営業所と同じ)

なお、本庄市インフォメーションセンターでは回数券の払戻しは致しません。

ご不明な点については、下記へお問い合わせ願います。

十王自動車株式会社 伊勢崎営業所 TEL0270-23-5244

国際十王交通株式会社 熊谷営業所 TEL048-521-3560

以上